

(仮称) 芦屋市文化基本条例原案

第1 目的

この条例は、文化の振興に関し、基本理念を定め、市民、事業者及び市の役割又は責務を明らかにするとともに、文化の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化の振興を総合的に推進し、もって豊かな人間性をはぐくむ人づくり及び個性豊かで幅広い文化が創造される活気のあるまちづくりの実現に資することを目的とする。

【考え方】 この条例の制定の目的を明らかにしています。

〔意見〕

第2 定義

1 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住，在勤又は在学する個人をいう。
- (2) 事業者 法人その他の団体及び事業を営む個人（国及び地方公共団体を除く。）をいう。
- (3) 文化 芸術，芸能，生活文化など文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）が対象とするもののほか，学術，景観，観光その他の創造的活動をいう。
- (4) 文化活動 文化を創造し，若しくは享受（鑑賞し，参加することを含む。）し，又はこれらの活動を支援し，若しくは継承することをいう。

【考え方】 この条例が扱う「市民」，「事業者」，「文化」及び「文化活動」の定義を明らかにしています。

- 「文化芸術振興基本法」における文化芸術の範囲（第8～14条）
- ・ 芸術：文学，音楽，美術，写真，演劇，舞踊その他の芸術（メディア芸術を除く）

- ・ メディア芸術：映画，漫画，アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
- ・ 伝統芸能：雅楽，能楽，文楽，歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能
- ・ 芸能：講談，落語，浪曲，漫談，漫才，歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く）
- ・ 生活文化：茶道，華道，書道その他の生活に係る文化
- ・ 国民娯楽：囲碁，将棋その他の国民的娯楽
- ・ 出版物及びレコード等
- ・ 文化財等：有形及び無形の文化財並びにその保存技術
- ・ 地域における文化芸術：地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能）

〔意見〕

第3 基本理念

- 1 文化の振興に当たっては，文化の担い手である市民一人一人の自主性及び創造性が尊重されなければならない。
- 2 文化の振興に当たっては，風土及び歴史に培われてきた地域の伝統的な文化が，市民の共通の財産としてはぐくまれ，将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。
- 3 文化の振興に当たっては，文化を創造し，享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ，市民が等しく文化活動をすることができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化の振興に当たっては，文化の多様性が尊重されるとともに，地域における多様な文化の共生が図られるよう配慮されなければならない。
- 5 文化の振興に当たっては，文化が地域間における相互理解を深める上で重要な役割を果たすことにかんがみ，文化に関する情報を広く国内外に発信するなど，文化交流が積極的に推進されなければならない。

【考え方】 この条例によって，文化施策を推進するに当たっての基本的な考え方を明らかにしています。

〔意見〕

第4 市民の役割

- 1 市民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化の担い手として、積極的に文化活動を展開する役割を果たすものとする。
- 2 市民は、市が実施する文化の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【考え方】 市民については、その自主性と創造性は尊重されとの立場から「役割」としてしています。この規定においても再度、文化の担い手は市民であることを明らかにしています。文化の振興が市民の積極的な活動により実現するものであることを明らかにしています。

〔意見〕

第5 事業者の役割

- 1 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として、自主的に文化活動を展開するとともに、市民の文化活動を支援する役割を果たすものとする。
- 2 事業者は、市が実施する文化の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【考え方】 事業者は、自主的に文化活動を展開するとともに、市民の活動を支援する役割を明らかにしています。

〔意見〕

第6 市の責務と役割

- 1 市は、基本理念にのっとり、文化の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、市民及び事業者と連携し、及び協働して、文化の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 市は、文化の振興に関する施策を推進するために必要な体制を整備するよう努めるとともに、財政上の措置を講じるよう努めるものとする。
- 3 市は、市が実施する施策に文化の視点を取り入れるよう努めるものとする。
- 4 市は、文化の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、文化の内容に介入し、又は干渉することがないように十分に配慮しなければならない。

【考え方】 市の果たすべき責務と役割を明らかにしています。各施策間の連携を図りながら、計画性や効率性を考慮し、成果を得るような施策の推進と体制の整備に努めることを定めています。文化の振興は、市民の自主性、創造性に配慮することを定めています。

〔意見〕

第7 文化振興基本計画

- 1 市長は、文化の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化の振興に関する基本的な（仮称）計画（以下「（仮称）文化振興基本計画」という。）を定めるものとする。
- 2 文化振興基本計画は、総合的な文化の振興に関する施策の大綱その他文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について定めるものとする。
- 3 市長は、文化振興基本計画を定めるときは、あらかじめ、芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）第2条に規定する（仮称）芦屋市文化振興審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、文化振興基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、文化振興基本計画の変更について準用する。

【考え方】 市長は、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、

文化の振興に関する基本的な計画を定めるものとします。計画を定めるときは、あらかじめ、市民等の意見を反映する制度である芦屋市文化振興審議会の意見を聴くことを定めています。

〔意見〕

第8 文化の振興に関する基本的施策

【考え方】 以下に、市が実施する施策又はその基本的な内容、方向などを明らかにしています。

1 伝統的な文化の保存等

市は、地域に残る文化財その他の伝統のある優れた文化を保存し、継承し、及び発展させるために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

【考え方】 地域の歴史及び伝統のある文化の保存、活用に努めることを定めています。

〔意見〕

2 文化活動を行う機会の充実

市は、広く市民の文化に関する関心及び理解を深めるため、市民が文化を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、文化施設の活用、文化活動を行う個人及び団体との連携による文化活動を行う機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

【考え方】 文化活動を行う機会の充実に努めることを定めています。

〔意見〕

3 青少年の文化活動の充実

市は、次代を担う青少年の豊かな感性及び創造性をはぐくむため、優れた文化に触れる機会の提供、青少年の文化活動に対する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

【考え方】 青少年の文化活動の充実に努めることを定めています。

〔意見〕

4 学校教育における文化活動の充実

市は、学校教育における文化活動の充実に図るため、文化に関する体験学習等文化に関する教育の充実、文化活動に対する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

【考え方】 学校教育における子どもたちの文化活動の充実に努めることを定めています。

〔意見〕

5 高齢者、障害者等の文化活動の充実

市は、高齢者、障害者等が行う文化活動の充実に図るため、これらの文化活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

【考え方】 高齢者、障害者、子育て中の保護者などが、特に、文化活動に容易に参加できるような環境の整備に努めることを定めています。

〔意見〕

6 良好な景観の形成

市は、文化及び自然に配慮し、周囲の自然環境及び地域の歴史的な景観と調和のとれた都市景観の形成その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

【考え方】 人間の生活そのものである文化と密接な関わりがある自然環境について、景観の形成に努めることを定めています。

〔意見〕

7 国内及び国外との交流

市は、文化の向上を図るため、国内及び国外との文化の交流の促進に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

【考え方】 国際交流のほか、地域間交流の促進に努めることを定めています。

〔意見〕

8 情報の収集等

市は、創造的で優れた本市の文化活動を促進するため、地域に根ざした伝統のある優れた文化、新たに創造された地域文化その他の多様な文化資源の情報の収集及び発信その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

【考え方】 地域文化を促進するため、文化資源に関する情報の収集及び発信に努めることを定めています。

〔意見〕

9 文化活動の場の充実

市は、公共施設を文化活動の場として活用を図るとともに、施設の充実に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

【考え方】 文化施設に限定せず、公共施設すべての活用と充実に努めることを定めています。

〔意見〕

10 文化活動の担い手の育成

市は、文化活動を担う人材及び団体の育成を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

【考え方】 人材の育成は、文化の振興には不可欠であり、その育成に努めることを定めています。

〔意見〕

11 文化活動に対する支援

市は、本市の文化の向上に資するとともに、本市の魅力を高め、及び市民が誇りを持つことのできる文化の振興を図るため、文化活動に対する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

【考え方】 本市の文化の振興となる文化活動に対する支援に努めることを定めています。

〔意見〕

1 2 文化活動の普及啓発

市は、個人及び団体が行う文化活動が本市における文化の振興に果たす役割の重要性にかんがみ、その促進を図るため、文化活動の普及啓発その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

【考え方】 個人及び団体が行う文化活動について、普及啓発等に努めることを定めています。

〔意見〕

1 3 文化活動に対する支援活動の促進

市は、文化活動に対する個人及び事業者からの寄附その他の支援が活発に行われるよう、当該支援に関する普及啓発、情報提供等に努めるものとする。

【考え方】 個人及び事業者からの自主的な支援活動の普及啓発等に努めることを定めています。

〔意見〕

1 4 顕彰

市は、文化活動で顕著な成果を収めたもの及び文化の振興に寄与したものの顕彰に努めるものとする。

【考え方】 文化活動等に功績のあったものの顕彰に努めることを定めています。

〔意見〕

第9 施行期日等

- 1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。
- 2 その他所要の規定を整備する。

(1) 附属機関の設置

附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期
(仮称) 芦屋市 文化振興審議会	文化の振興に関する重 要事項につき市長の諮 問に応じて調査審議し、 その結果を報告し、又は 意見を建議すること。	10人以内	(1) 学識経験者 (2) 市民 (3) その他市長が適当 と認める者	2年

(2) その他の規定の整備